

組合Q&A

整備法に対応した  
議事録の作成方法

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により組合法、団体法が改正され今年5月1日から施行されております。

当面重要と思われる議事録の作成方法については本誌7月号でお知らせしたところですが、ここで再度作成例を示して説明する。

■理事会議事録

理事会議事録については、原則として、①理事会の議事の経過の要領及びその結果②決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名③理事会に出席した理事及び監事の氏名④議長の氏名、を記載することとされた。

なお、従来の記載事項（改正前組合法、団体法が準用していた旧商法第260条ノ4第1項及び第2項及び定款規定）に基づき既に作成された理事会議事録については、「②決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名」以外は改正規則に定める事項が記載さ

れているものと考えられる。

したがって、「②決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名」及び「④理事会に出席した監事の氏名」に該当する場合は、その旨を追加記載することが必要であると考えられる。

また、改正施行規則に規定された記載事項は、最低限の記載事項であり、これまで記載していた「招集年月日」「理事数及びその出席者数」「議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）」が記載されていても議事録の有効性に何ら影響を及ぼさないことから、適宜記載して差し支えないものと考ええる。

なお、理事会議事録については、署名と記名押印を任意に選択することができるとなったが、登記に関しては改正組合法第103条（改正団体法においては第5条の23第5項、第54条において改正組合法第103条を準用）において、商業登記法第148条が準用され、同条により商業登記規則が適用されており、従来どおり、代表理事の登記等にあつては商業登

記規則に基づき記名押印が求められる場合がある。

■総会議事録

総会議事録については、①総会が開催された日時及び場所②議事の経過の要領及びその結果③出席した理事及び監事の氏名④議長の氏名⑤議事録作成に係る職務を行なった理事の氏名、を記載することとされた。また、総会議事録については改正法により、署名（又は記名押印）は不要となった。

なお、従来の記載事項（改正前組合法、団体法が準用していた旧商法第244条第1項及び第2項、及び定款規定）に基づき既に作成された議事録については、「③出席した理事及び監事の氏名」中の「監事の氏名」及び⑤議事録作成に係る職務を行った理事の氏名以外は改正規則に定める事項が記載されているものと考えられる。

したがって、総会議事録にあつては、監事が出席していた場合には従来の議事録に監事の氏名と議事録を作成した理事の氏名を追加することが必要であると考えられる。

また、改正施行規則に規定された記載事項は、最低限の記載事項であり、これまで記載していた

「招集年月日」「組合員数及びその出席者数」「議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）」が記載されていても議事録の有効性に何ら影響を及ぼさないことから、適宜記載して差し支えないものと考えられる。

\*今回の改正により、議長及び出席理事の署名又は記名押印が不要となったが、既存の多くの組合では、定款との整合性を確保する観点から、議長及び出席理事の署名又は記名押印が必要であると考えられる。これは、不要の根拠が準用していた商法第244条第2項「議事録ニハ（略）議長並ニ出席シタル理事之ニ署名スルコトヲ要ス」の条文が改正に伴い組合法等で削除されたことによる。

一方、定款には「総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。」とされているので、法律に規定のない場合は定款の規定によるので、定款変更を行なわれない限り、議長及び出席理事の署名又は記名押印が必要であると考えられる。

\*次々の書式は、既存組合用の考えられる参考例の一つです。

## 【既存組合の議事録の一例】

### 第 回理事会議事録

×××組合

1. 招集年月日 平成 年 月 日
2. 開催日時及び場所
  - (1)開催日時 平成 年 月 日 (曜) 午後 時
  - (2)開催場所
3. 理事数及び出席理事数
  - (1)理事数 人
  - (2)出席理事数 人
4. 出席理事の氏名
5. 出席監事の氏名
6. 議長の氏名
7. 議決事項について特別の利害関係を有する理事の氏名
 

第△号議案について ○○○
8. 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
 

定款の規定により理事長○○○議長席に着き、直ちに議案の審議に入る。

第1号議案 平成○年度通常総会提出議案の件  
議長は上記を提案して説明したところ、○○○は原案に反対したが、他の理事全員が賛成したので原案どおり決定した。

議決権数 個  
賛成理事の氏名  
反対理事の氏名  
(省略)

以上ですべての議案の審議を終了し、午後 時 分に閉会した。

平成 年 月 日

議長・理事 ○○○ 印  
出席理事 ○○○ 印  
⋮  
出席理事 ○○○ 印

### 第 年度○○総会議事録

×××組合

1. 招集年月日 平成 年 月 日
2. 開催日時及び場所
  - (1)開催日時 平成 年 月 日 (曜) 午後 時
  - (2)開催場所
3. 組合会員数及び出席組合員数
  - (1)組合員数 名
  - (2)出席組合員数 名  
内訳（本人出席 名、委任状出席 名、書面出席 名）
4. 出席理事の氏名
5. 出席監事の氏名
6. 議長の氏名
7. 議事録作成に係る職務を行った理事の氏名
8. 議長選任の経過
 

定刻に至り司会者○○○開会を宣し、本日の（通常）総会は出席組合員が法定数を満たしているので有効に成立した旨を告げ、議長の選任方法を諮ったところ、満場一致をもって○○○が選任され議案の審議に入った。
9. 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
 

第1号議案 平成○年度決算関係書類承認の件  
議長は原案を○○○に説明させた後これを議場に諮ったところ、満場一致をもって原案どおり承認した。

(省略)

議長は以上をもって議案の全部を修了した旨を告げ、閉会を宣した。

時に午後 時 分

上記の議事の明確なるを証するため、本議事録を作成し、議長及び出席理事は次ぎのとおり記名押印する。

平成 年 月 日

議長・理事 ○○○ 印  
出席理事 ○○○ 印  
⋮  
出席理事 ○○○ 印